教育関係事務の定例報告に関する規則の一部を改正する規則案について

教育政策課

１　改正の理由及び内容

・毎年度公立幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校、専修学校を対象に実施している県単独調査「学校納入金等調査」について、類似調査として文部科学省が実施している「子供の学習費調査」が存在する。

・両調査は調査事項や対象者等に相違があるものの、家庭から子どもの教育のために支出される費用の使途を把握するという点で共通しており、こうした調査の性質や役割分担を踏まえ、また学校現場の働き方改革の観点から、「学校納入金等調査」の調査実施頻度を「毎年度実施」から「隔年（２年に一度）実施」とする。

２　施行期日

令和８年４月１日

【参考】両調査の比較

	学校納入金等調査（県単独）	子供の学習費調査（文部科学省）
調査対象	全ての公立学校※を対象に悉皆調査 （※学校・・・幼稚園～専修学校）	公立又は私立の学校※に子どもを通わせている保護者のうち、対象者を無作為抽出 （※学校・・・幼稚園～高等学校）
調査項目	・学校が教育活動のため支出した金額（児童・生徒一人当たり学校徴収金額） ・ＰＴＡ会計（収入、支出）	保護者が学校教育（学用品費、通学費等など）及び学校外活動（塾等の補助学習費など）のために支出した経費
共通点	子どもの教育のための支出状況を調査するもの	
違い	・ 対象が学校。保護者からの徴収金等を何に支出しているか ・ 学校教育に関する支出のみ	・ 対象が保護者。家計から子どもの学習費として何に支出しているか ・ 学校教育以外の支出も含まれる
調査実施頻度（※現行）	毎年度（前会計年度対象）	隔年

【参考】今後の調査スケジュール（予定）

・令和８年度　　学校納入金等調査実施なし、７年度子供の学習費調査結果公表

・令和９年度　　学校納入金等調査実施及び公表、９年度子供の学習費調査実施

・令和 10 年度　　学校納入金等調査実施なし、９年度子供の学習費調査結果公表

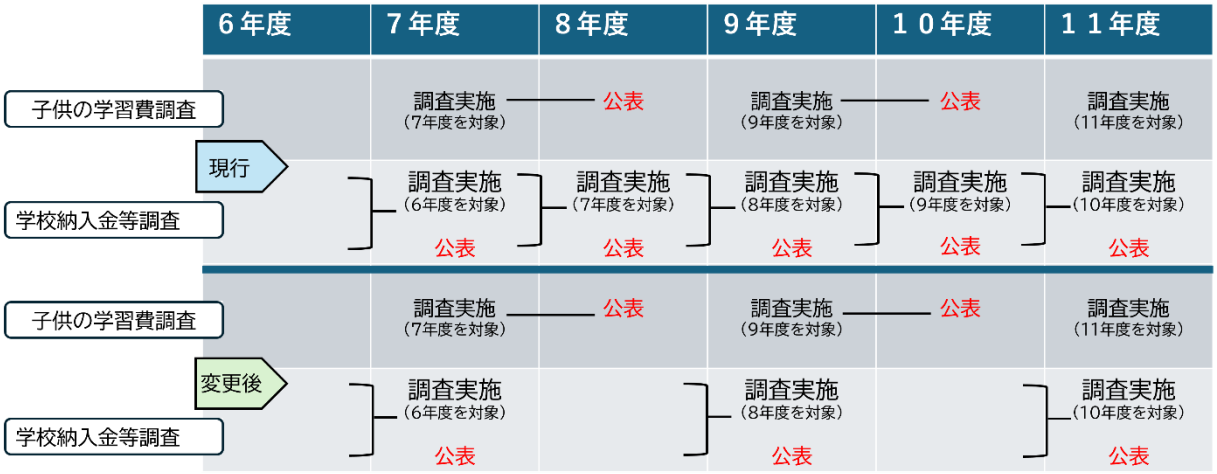

※子どもの教育に係る支出状況の把握という本来目的を損なわず、かつ学校現場の回答に係る事務負担を軽減する観点から、学校納入金調査を隔年調査とする。

※保護者視点、学校視点の調査結果を交互に公表することで、引き続き各視点から継続的に子どもの教育費の支出状況を確認できるようにする。

教育関係事務の定例報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和８年３月　日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第　号

教育関係事務の定例報告に関する規則の一部改正

教育関係事務の定例報告に関する規則（昭和 32 年長野県教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表中「

毎年９月 20 日

」を「

令和９年を初年とする同年以後の２年ごとの各年の９月 20 日

」に改める。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

教育政策課

教育関係事務の定例報告に関する規則新旧対照表

改正案

（報告事項）

第２条　教育関係事務の定例報告の種類、提出期限等は、次表のとおりとする。

報告の種類	報告の提出期限	報告責任者	担当課
１　学校納入金等調査	令和９年を初年とする同年以後の２年ごとの各年の９月20日	略	略
２～４　略			

２・３　略

現行

（報告事項）

第２条　教育関係事務の定例報告の種類、提出期限等は、次表のとおりとする。

報告の種類	報告の提出期限	報告責任者	担当課
１　学校納入金等調査	毎年９月20日	略	略
２～４　略			

２・３　略